

「江別市子ども計画（案）」における 「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画」からの主な変更点について

市では、令和7年3月に策定した「第3期江別市子ども・子育て支援事業計画」（令和7～11年度）について、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、若者支援に関する施策等を盛り込み、「江別市子ども計画」として改定する予定です。

改定による主な変更点は、次のとおりです。

1 計画の正確と位置づけ（詳細は、計画案1～3ページ）

この計画が、こども基本法に基づき策定することなどについて、記載しています。

2 計画の期間、計画の対象（詳細は、計画案4ページ）

この計画の対象に、新たに若者が加わることなどについて、記載しています。

3 子ども・若者の声（詳細は、計画案19～22ページ）

市民参加の取組の一環として実施したアンケート調査やワークショップの実施結果等について、記載しています。

4 計画策定に向けた課題（詳細は、計画案24～25ページ）

課題4として整理をしていた「子どもの居場所づくり」について、若者も同様の課題があることから「子ども・若者の居場所づくり」として見直すとともに、新たに若者の特有の課題について、記載しています。

5 基本目標（詳細は、計画案28ページ）

基本目標1に、新たに若者に関する目標について、記載しています。

6 施策の体系（詳細は、計画案30ページ）

「基本施策及び施策の展開」に、新たに「若者の就労・キャリア形成の支援」等について、記載しています。

7 基本施策1～2（詳細は、計画案32～33ページ）

「(1) 居場所づくり」に、若者に関する事項を加えるとともに、新たな施策として、「(3) 若者の就労・キャリア形成の支援」について、記載しています。

- 8 基本施策3－2（詳細は、計画案4 5ページ）
「(1) 住環境の整備」に市の公園づくりの方針について、記載しています。
- 9 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制（詳細は、計画案5 5ページ）
児童福祉法等の改正により、「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことから、新たに提供体制を見込み、記載しています。
- 10 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（詳細は、計画案6 1ページ）
乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、利用終了後の体制整備の方向性について、記載しています。
- 11 江別市子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査
(詳細は、計画案8 8～9 2ページ)
市民参加の取組の一つであるアンケート調査の結果について、記載しています。
- 12 『理想のまち・えべつ』を語ろう！（ワークショップ）
(詳細は、計画案9 3～9 4ページ)
市民参加の取組の一つであるワークショップ結果について、記載しています。